

# 承認工場に係る研修会 資料

博多税関支署統括監視官（保税部門）  
平成24年12月12日

# ◆ 免税制度の趣旨

## 《関税定率法第13条の免税制度の趣旨》

○ 飼料等の製造に使用される輸入原料品(とうもろこし、こうしゃんその他グレインソルガム等)の関税負担を軽減し、良質かつ低廉な飼料を畜産農家等に対し安定供給することにより、畜産業、水産業等の育成と国民生活の安定等を図ろうとするものである。

これらの貨物はすべて農産物であることから、国内生産者への影響に配慮し、その横流し(コーンスターチ製造用など)を防止するとともに、免税の目的に沿った適正な実施及び関税債権を確保するため、

- ・ 承認工場制度
- ・ 担保制度
- ・ 用途外使用の制限
- ・ 同種原料品の混用使用の制限
- ・ 製品検査
- ・ 記帳義務等が課せられおり、これらを通じて税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられている。

# ◆ 免税制度の変遷

## 単体飼料

### ◇ 平成元年

○ 畜産物の生産コストの低減を図るため、単体飼料(加熱圧ペンとうもろこし)について関税割当制度を導入。

### ◇ 平成8年

○ 単体飼料における関税割当制度実施状況を踏まえ、加熱圧ペンとうもろこし等、加熱処理を行った単体飼料の原料(とうもろこし、こうりゃん)について、免税制度を導入。

※丸粒とうもろこしについては、関税割当制度を平成7年度から導入。

## 配合飼料

○ 免税輸入された原料が飼料以外の用途に横流しされることを防止するため、飼料の製造に当たって、関税定率法施行規則の別表による点数制(免税原料品に一定割合の副原料を混入することが要件)とされていた。

○ ウルグアイラウンドにより、畜産物に係る関税が順次引き下げられる中、

- ・ 配合飼料のより低廉な供給が求められたこと
- ・ 自由な飼料設計を可能としてほしい旨の関係業界からの強い要望があったこと

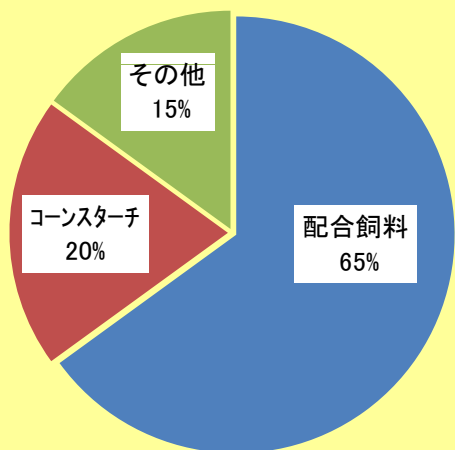
から、平成8年度から、関税定率法施行規則の改正が行われ、点数制の大幅な見直しが行われ、現在に至っている。

※従前、配合飼料の原料として免税原料品であった脱脂粉乳及びホエイパウダーについてはウルグアイラウンドにより、平成7年度から関税割当制度に移行。

# ◆とうもろこしの現状

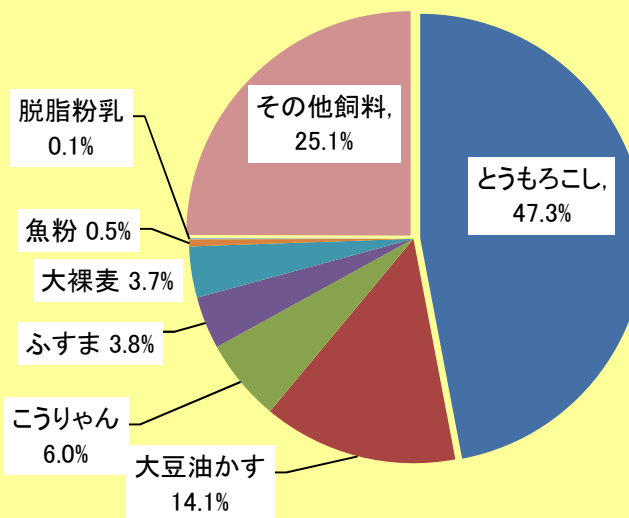
- 日本で消費されるとうもろこしの約65%は配合飼料に使用されている。
- 配合飼料の約半分には、とうもろこしが配合されており、日本の畜産を支える配合飼料の生産にはとうもろこしが不可欠である。

【日本におけるとうもろこしの用途別割合】



平成22年度

【配合飼料に占めるとうもろこしの割合(重量ベース)】



出典：平成24年7月5日開催国土交通省交通政策審議会第49回港湾分科会参考資料

# ◆CSR(社会における企業の役割)

- とうもろこしの関税率  
50%又は12円/kgのうち、いずれか高い税率

## 例示

とうもろこし(アメリカ産)  
価格:42,282,000円  
数量:1400,000kg

関税額  
 $42,282,000 \times 50\%$   
 $= 21,141,000$ 円

免税制度の適用により  
**21,141,000円**  
**関税額免除**

## 《CSR(社会における企業の役割)》

法令違反

承認工場の取消し

関税納付

飼料価格高騰

資金不足  
債務超過

**畜産業者の経営に大打撃!**

飼料会社の倒産

# ◆承認工場

## ◎ 承認要件（基本通達13-1）

① 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。

イ 申請者が法第13条の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合。

ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合。

ハ 申請者が法その他の関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合。

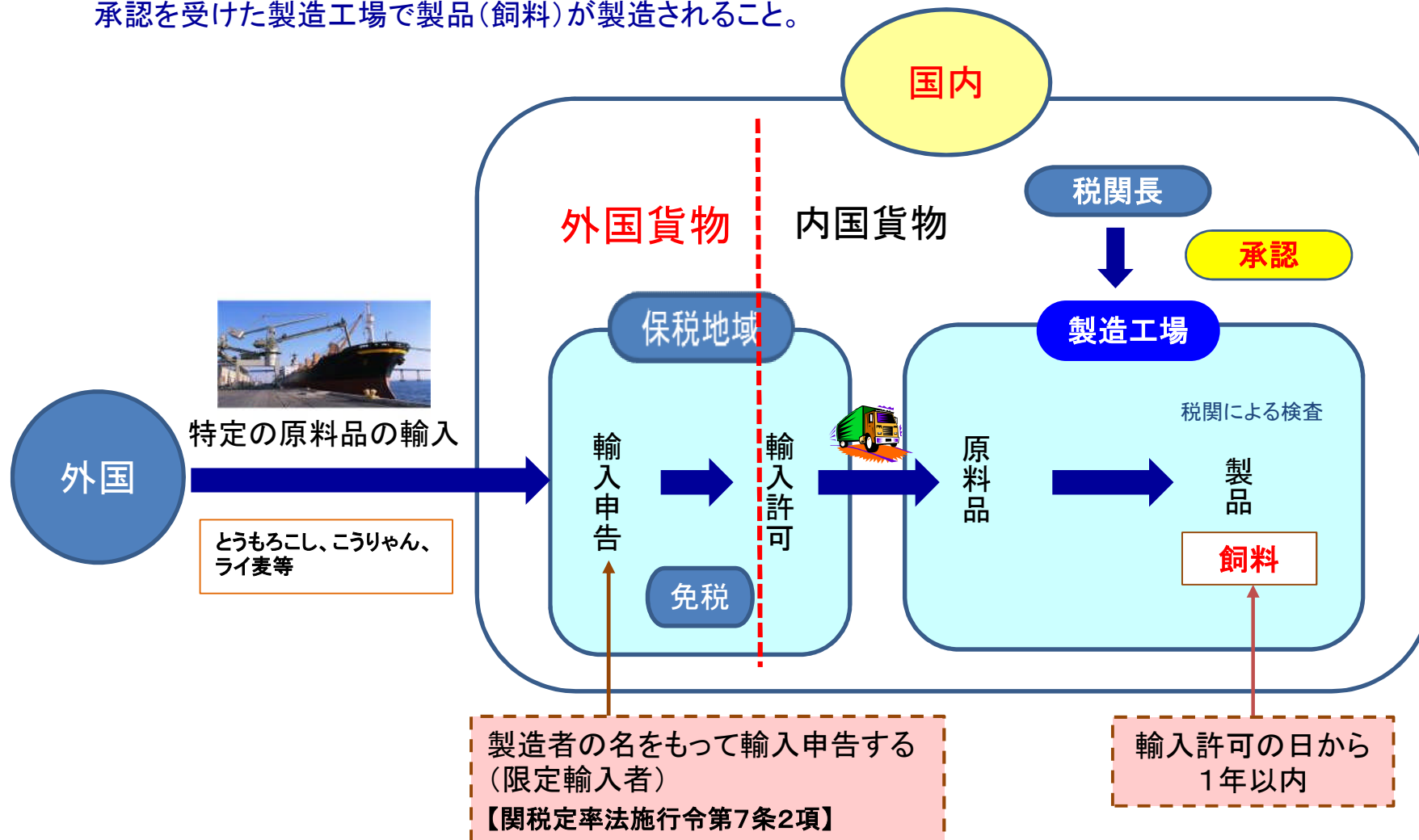
ニ 申請者が上記のイからハマまでに該当する役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合。

ホ 申請者の資質が薄弱であるため法の規定により課される負担に耐えないと認められる場合、その他製造工場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合

② 設備が製造工場として適していること。

# ◆ 免税制度の適用状況

- 特定の原料品を輸入し特定の製品(飼料)を製造すること。
- 特定の原料品の輸入の許可の日から1年以内に税関長の承認を受けた製造工場で製品(飼料)が製造されること。



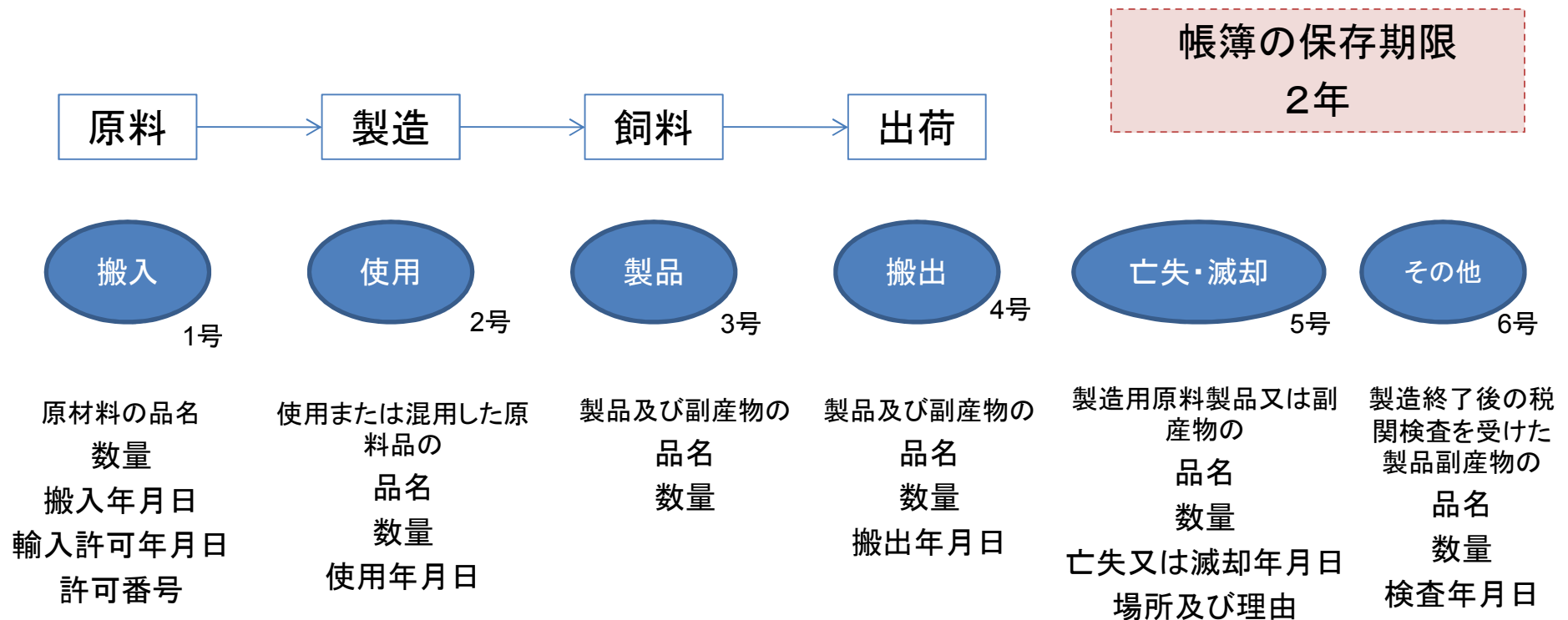
# ◆ 主要な業務

- 輸入の手続き(限定輸入など)
- 原料品の搬入(計量など)
- 飼料の製造
- 製造終了届の提出(翌月10日まで)
- 製品の搬出(バラ出荷の要件に注意)
- 棚卸の実施(基本通達の実施要領あり)



# ◆ 義務・制限 (記帳義務)

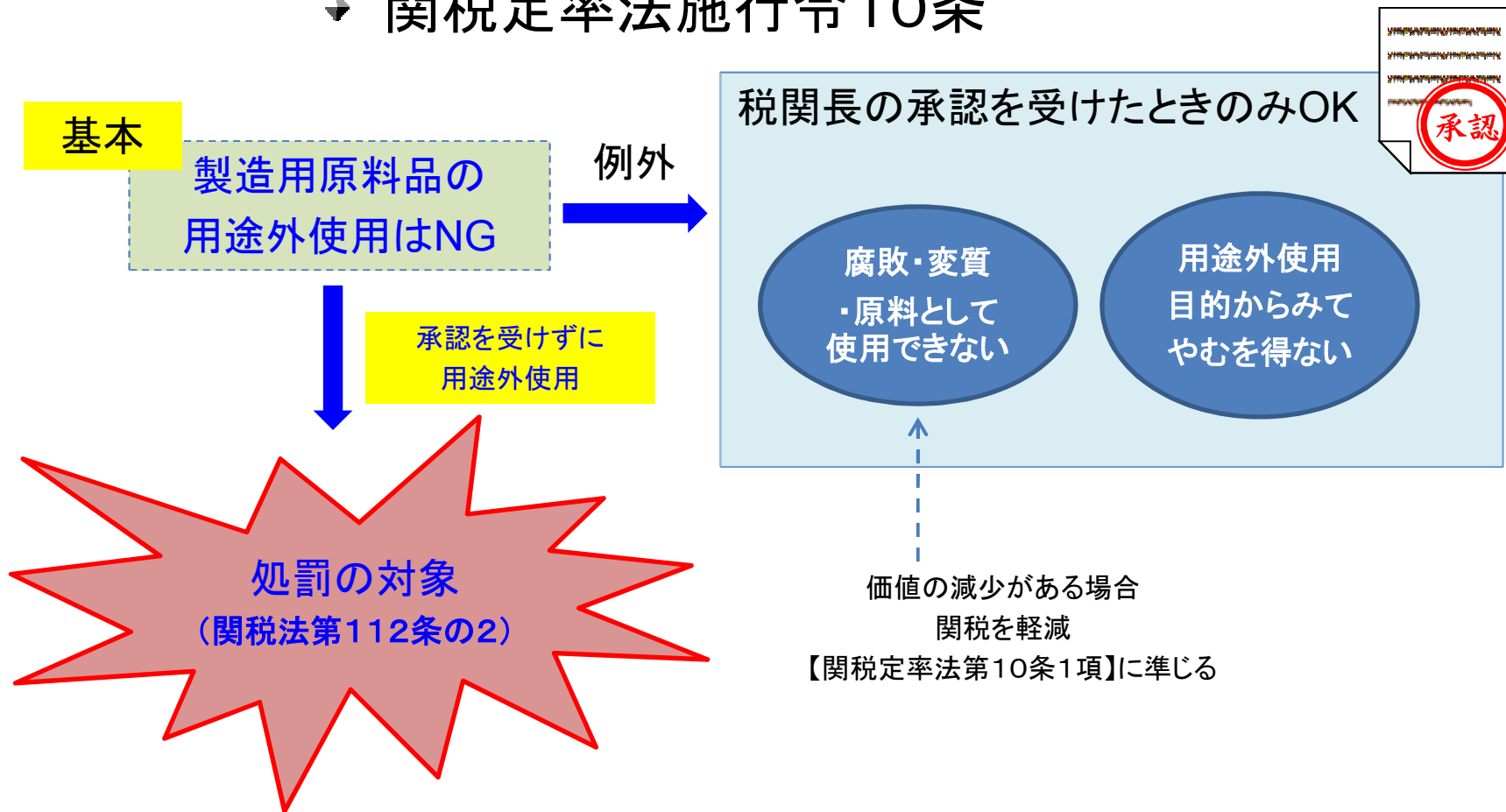
## ① 関税定率法施行令第12条1項(製造用原料品に関する記帳義務)



## ② 第2項 必要がないと認める事項の記載を省略できる

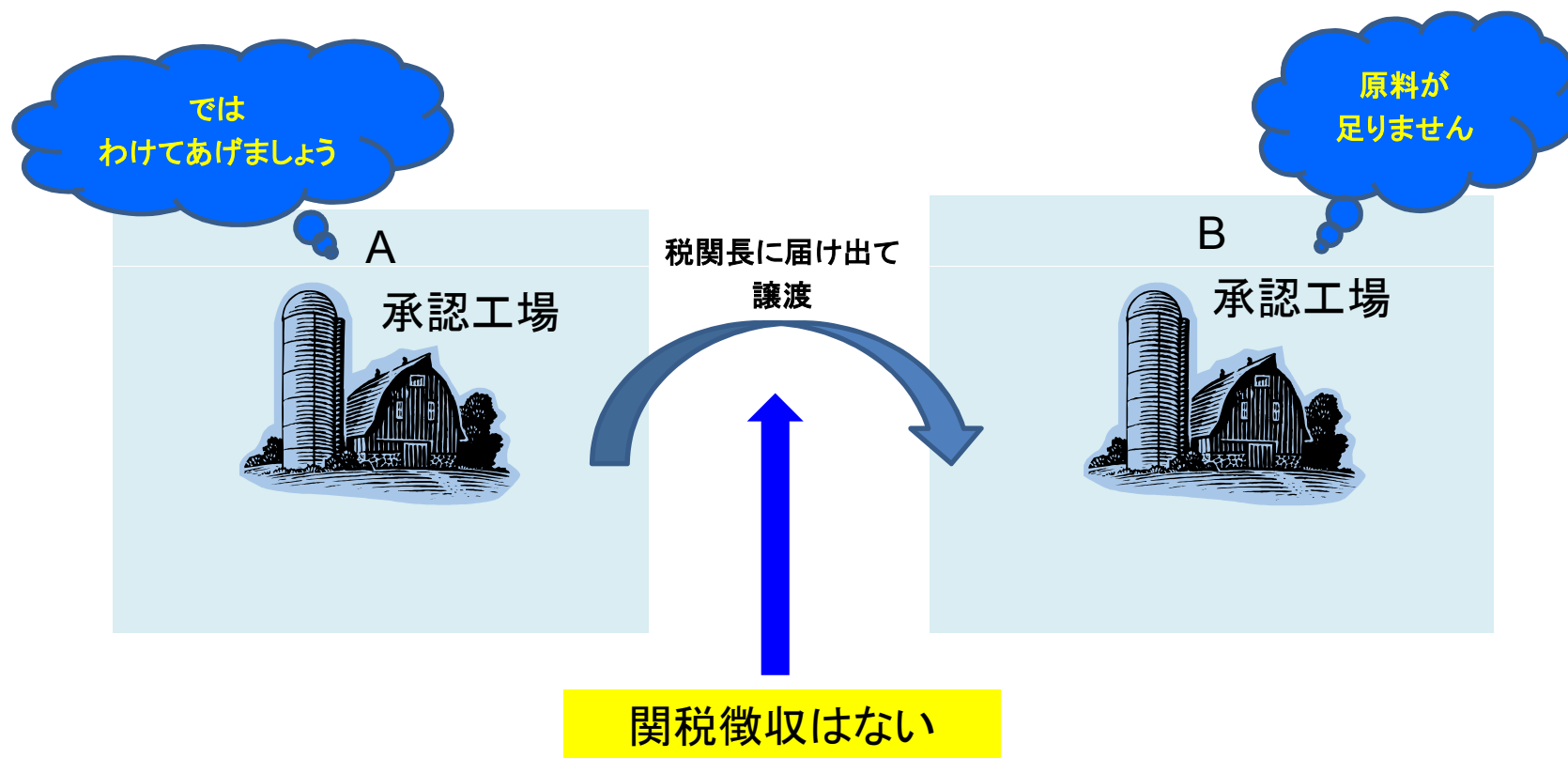
# ◆義務・制限(用途外使用)

- ▶ 関税定率法第13条6項
- ▶ 基本通達13-5
- ▶ 関税定率法施行令10条



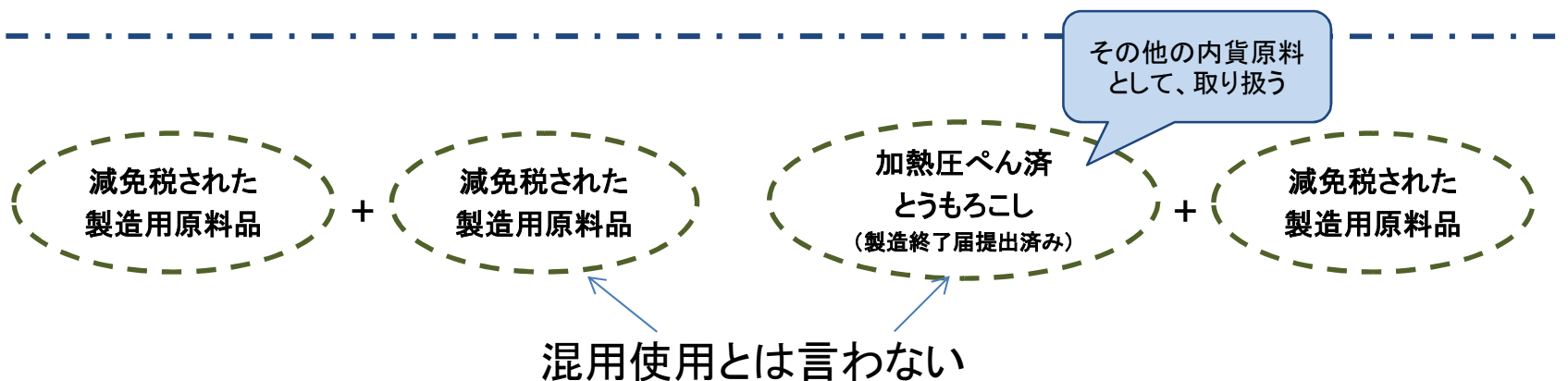
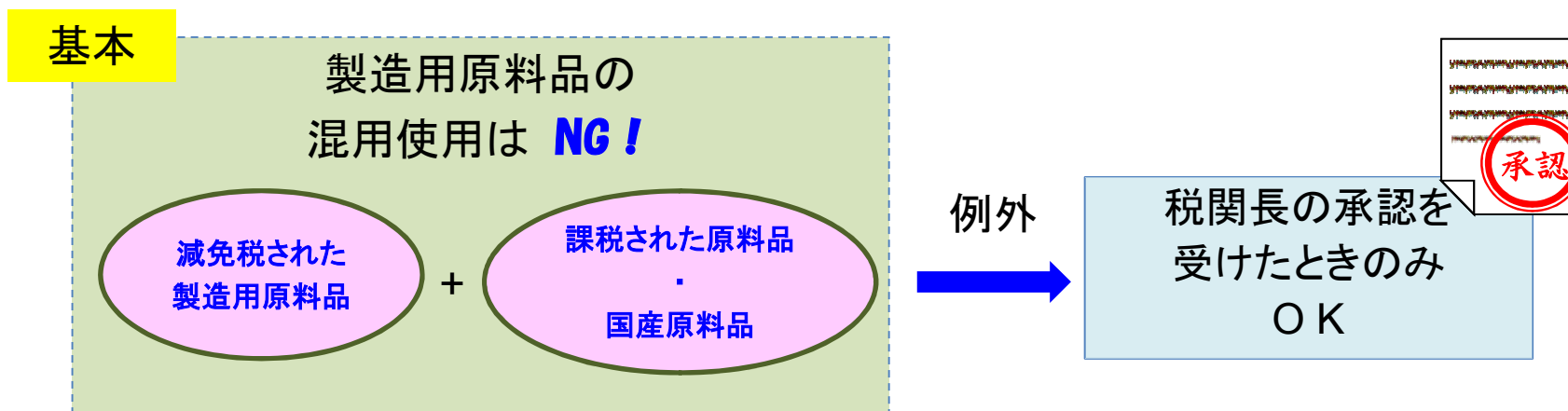
# ◆ 義務・制限 (譲渡)

- 関税定率法施行令第11条の2
- 基本通達13-19



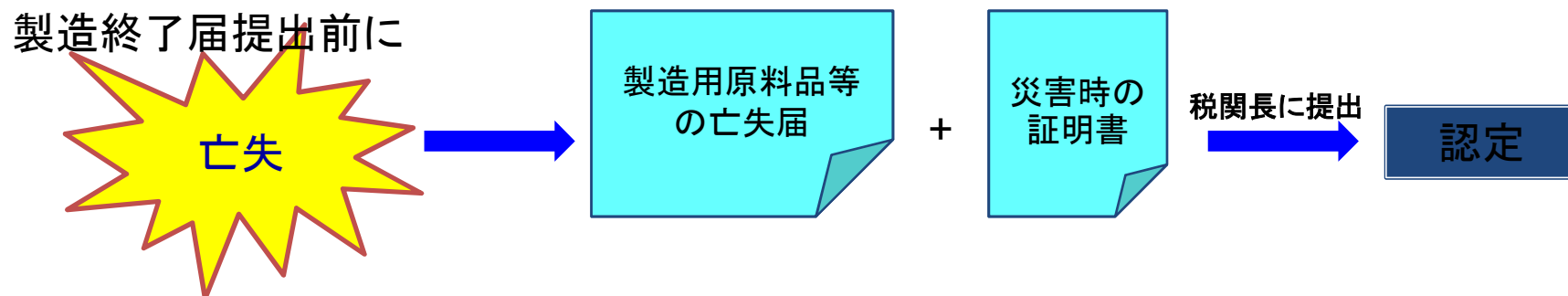
# ◆義務・制限(混用使用)

- ➔ 関税定率法第13条第4項
- ➔ 関税定率法施行令第8条
- ➔ 基本通達13-12

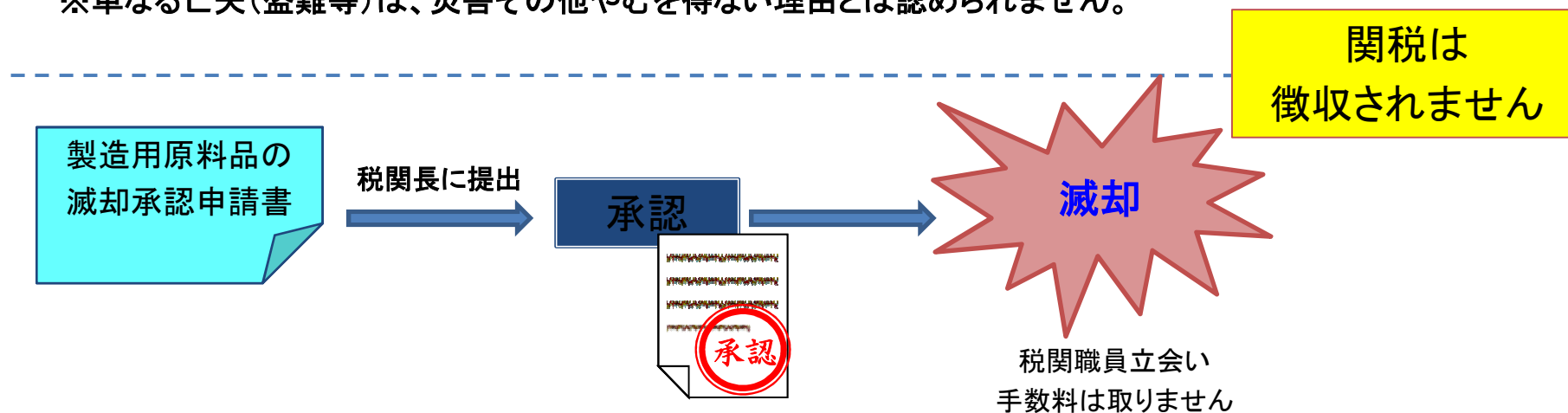


# ◆ 義務・制限 (亡失・滅却)

- 関税定率法施行令11条1項
- 基本通達13-17

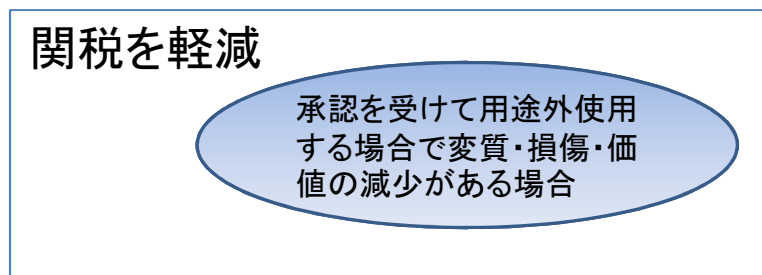
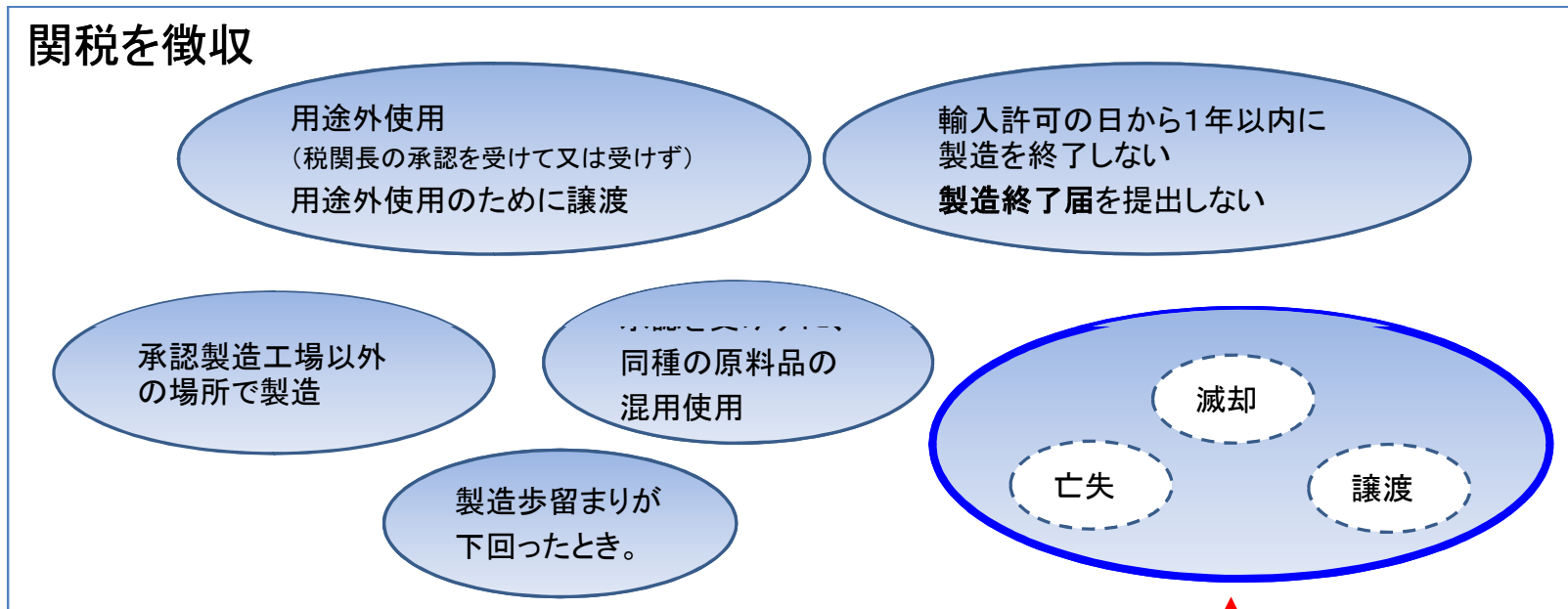


※単なる亡失(盗難等)は、災害その他やむを得ない理由とは認められません。



# ◆ 義務・制限 (関税徴収)

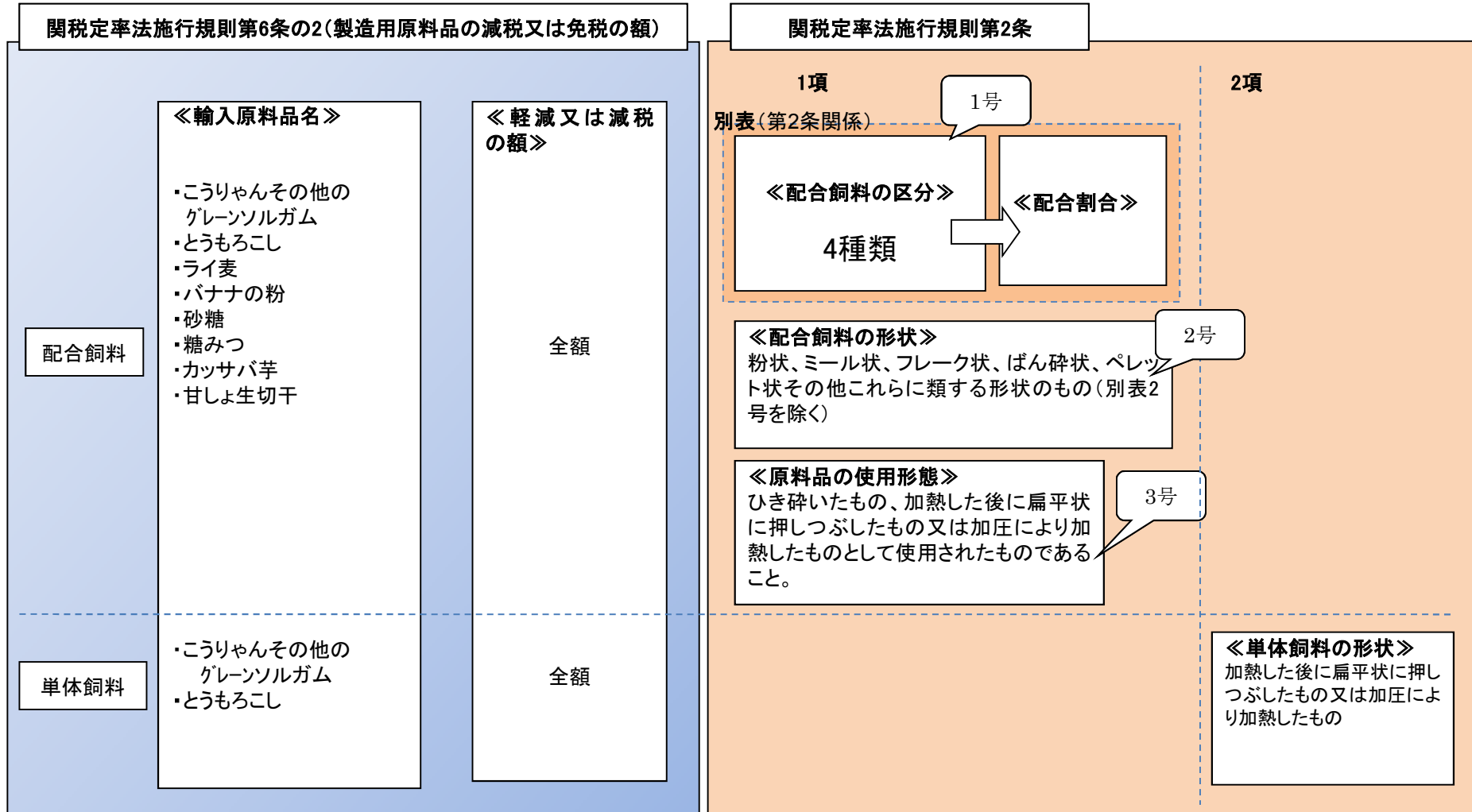
- ➔ 関税定率法第13条第7項
- ➔ 基本通達13-16



税関長への承認・届出等が行われた場合のみ  
関税の徴収は免除される。

# ◆製品と原料品の規格 ①

## ↓ 関税定率法第13条



# ◆製品と原料品の規格 ②

配合飼料	配合割合
一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	<p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。</p> <p>色素(食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)別表第二第百六十二号又は第百六十三号に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別表第一の一の(一)の表に掲げる飼料添加物を含むこと。</p>
二 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第一号に該当するものを除く。)	<p><b>こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)</b>、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。</p>
三 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前二号に該当するものを除く。)	<p>色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。</p>
四 その他のもの	<p><b>こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品</b>以外の原料品の含有量の合計が<b>全重量の12%以上</b>であること。</p> <p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が<b>全重量の2%以上</b>であること。</p> <p>こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、<b>こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品の含有量の合計の50%以上</b>であること。</p>

◆この表において「フィッシュソリュブル」の含有量については、乾燥状態のフィッシュソリュブルの重量によるものとする。

◆ライ麦、バナナの粉、砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る。)、糖みつ、カッサバ芋及び甘しよ生切干(カッサバ芋及び甘しよ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。)